

特別養護老人ホームあずみの里裁判で、 無罪を求める要請書

第6回公判までに裁判所に提出した要請署名は、全国各地の医療・介護の現場を中心に寄せられ、17万筆を超えました。この度、以下の内容を以て新たな要請書を裁判長にお届けします。

長野地方裁判所松本支部 裁判長 殿

2013年12月12日特別養護老人ホームあずみの里の食堂で、おやつのだーナツを食べた85歳の女性がぐったりして、意識を失っているところを発見されました。

施設職員が全力で救命に努めましたが、女性は1月16日に搬送先の病院でお亡くなりになりました。そして2014年12月検察は女性の隣で全介助の方のおやつの介助をしていた准看護師の山口さんに対し、「注視義務を怠り女性を誤嚥させ窒息死させた」として在宅起訴しました。

第1回公判（2015年4月）以降、弁護団は注視義務違反は成り立たないと追及してきました。検察は第5回公判後、ドーナツを配膳したこと自体を過失として2016年9月16日に起訴内容を新たに追加してきました。これは、あまりにも介護現場の実態を無視した乱暴きわまりないものです。これを犯罪だとは決して認められません。裁判は新たに重大な局面を迎えています。

この間、全国から、「こうしたことで罰せられるならば、人間らしい介護が奪われる」「介護現場が萎縮し、ますます介護職員になる人たちがいなくなってしまう」という声も多く寄せられています。

現在、介護保険制度の度重なる改定により、介護現場では職員の確保が非常に困難な状況になっています。また、介護福祉士の養成校においても定員割れを起こしています。私たちは本件を有罪にすることになれば、日本の介護が崩壊してしまうと危惧します。本来あるべき人間の尊厳を守る介護ができなくなります。この裁判は、介護の未来がかかった裁判です。

私たちは、裁判所に対して、あらためて強く無罪判決を求めます。



氏名	住所

※お預かりした個人情報は、本件以外の目的には使用いたしません。

取扱い団体

特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会

〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家5285-11 協立福祉会気付

Tel. 0263-71-2300